

することを強制的に差し止めることはできず、③本件建物が建築基準法上違法な建物となる事態が生ずる可能性は契約当初から存在し、そのことは客観的にも明らかであり、X₁らはそのような状態の物件を購入したのであるから、Y₁において担保責任を負うべきいわれはない。

また、不動産の販売を業とするY₁としては、売買契約に当たつてX₁に売買対象の建物が将来違反建築物となる可能性のあることを説明しなかつたことについて、Y₁が敢えてこの点について虚偽の事実を述べてX₁に契約をさせた事実はなく、Y₁がこの点について説明をしなかつたという單なる不作為に基づいて不法行為責任を負うべき法的根拠は見当たらないとした。

(2)

Y₂について、建物の区分所有権を有する者は、建物区分所有権の性質上、当該建物の存立を危うくするような行為をしてはならないのであって、そのような行為を敢えて行つたものは他の区分所有者に対しても不法行為責任を負うとすべきであるところ、Y₂は自己の建築確認取得によつて本件建物が違反建築物となることを知りながら、敢えてこれを取得することにより、原告らに對して不法行為を行つたというほかないか

ら、これによつてX₁に生じた損害を賠償すべきであるとした。

三 まとめ

敷地の二重使用の問題は、本来は当初の建築確認の際に敷地としての使用を認め合つた当事者間の契約関係として処理すべきものと思われるが、本件の場合は、当事者の一方が死亡し、その相続人からこれを取得した業者が二重使用を行つたことから、契約関係としては処理できず、また、その業者は本件マンションの区分所有権も併せて取得し、新たな建築確認によつて本件マンションが違反建築物となることを知りながら敷地の二重使用を

また、不動産業者が、売買契約に当たつて売買対象の建物が将来違反建築物となる可能性のあることを説明しなかつたことについて、宅地建物取引業法上は疑義が残るが、めずらしい事例として参考になると思われる所以を紹介する。

最近の判例から

(16)

保証金返還請求権に対する質権設定の成立要件

(東京高判 平一三・一・三 金商一一五一四) 山田 英夫

建物賃貸借契約における保証金返還請求権を目的とする第一質権の譲受人が、その後さ

らに質権(第二質権)を取得したとする者に対し、第一質権を有することの確認を求めた事

案において、第一質権者が、質権設定者から
賃貸借契約書および保証金預り証の各原本の
交付を受けていないので、第一質権は成立し
ていないとして、請求が棄却された事例（東
京高裁平成一二年一月三一日判決 最高裁上
告不受理 確定 金融商事判例一一五号
一四頁、判例時報一七四三号六七頁）

一 事案の概要

AとBは、昭和六三年六月、本件建物（ホ
テル）について、Aを賃貸人、Bを賃借人と
する賃貸借契約を締結し、Bは、保証金（総
額一億円余）を差し入れ、保証金預り証の交
付を受けた。同年八月Bは、Cから本件保証
金の額と同額を借入れ、Cは、本件保証金返
還請求権に対し、質権（以下「本件第一質権」
といふ）の設定契約を締結したとし、Bから
本件賃貸借契約書のコピーの交付を受けた。
また、Aは、Cに対し、同年一〇月の確定日
付のある証書により、本件第一質権設定を承
諾した。

Cは、平成九年一月、Xに対し、前記貸付
債権のうちの残金分とともに本件第一質権を
売却し、Bに対し債権譲渡を、Aに対し質権
譲渡をそれぞれ内容証明郵便で通知した。

他方Bは、平成四年一月、Bの取引銀行か

ら二億五〇〇〇万円を借入れたが、当該借入
元利金について、当該銀行とYは、Yが連帶
保証する旨の保証予約契約を締結し、さらに
BとYは、平成七年五月、将来Yが保証債務
を履行した際に取得する求償権を被担保債権
とし、BがAに対して有する本件保証金返
還請求権に質権（以下「本件第二質権」とい
う。）を設定する契約を締結し、Yは、Bから
本件賃貸借契約書と本件保証金預り証の各原
本の交付を受けた。なお、本件第二質権設定
の事実については、平成一〇年七月内容証明
郵便により、BからAへの通知がなされ、そ
の後Yは、AからXが本件第一質権を有して
いる旨の連絡を受け、初めてその事実を知る
に至った。

この間Yは、平成一〇年三月上記借入元利
金全額について保証債務を履行し、Bに対し
同額の求償権を得た。これに基づきYは、本
件第一質権を実行し、平成一年一月本件保
証金返還請求権につき差押及び転付命令を取
得し、当該命令はA、Bに対し、それぞれ送
達され、確定した。

以上の経緯の後、Xは、第一質権を有する
ことの確認を求めて訴訟を提起したところ、
第一審裁判所は、Xの請求を認容する判決を下
し、Yはこれに對して控訴した。

二 判決の要旨

これに對して高等裁判所は、次のようない判
断を下した。

- (1) 民法三六三条が債権質について、債権証
書の交付をもつてその成立要件とした趣旨
は質権設定契約の要物性を貫いて、質権設
定者が当該債権を処分する権能を奪い、又
は処分することを困難とし、質権の成立を
公示することにあるから、交付すべき債権
証書とは債権の成立及び存在を証する文書
であり、かつその原本をいうものと解する
のが相当である。
- (2) 本件において、賃貸借契約書には保証金
の支払及び返還に関する基本的な合意の内
容が明記されているから、それらを証する
文書であり、かつ保証金預り証は上記合意
に基づいて保証金の支払われた事実及び返
還請求権の成立を証する文書であるから、
当該各文書の原本が両者一体となつて保証
金返還請求権の成立及び存在を証する文書
となつてゐるというべきである。

- (3) 当初第一質権者Cは質権設定者Bから本
件賃貸借契約書の原本及び本件保証金預り
証の原本の交付を受けていないので、前記
の判断によれば、本件第一質権設定契約は

成立していないといえる。

- (4) なお、賃貸借契約書の原本及び保証金預り証の原本が賃借人Bの占有を離れることにより、本件賃貸借契約の継続等に困難を来たすとは解されず、BがC（及びX）に対するとして当該原本を交付できなかつた特段の事情の存在を認めるることはできない。

- (5) 以上により、原判決は取り消し、Xの本件請求を棄却する。

三 まとめ

本事案は、建物賃貸借契約の保証金返還請求権に対して相次いで設定された質権の有効性について、賃貸借契約証書及び保証金預り証が民法三六三条所定の「債権の証書」というべきであるとして、それらの引渡しを受けていなかつたために質権の成立を否定された事例である。

ビル等の賃貸借契約における高額な入居保証金を、借入金により調達し、その担保として保証金返還請求権に質権を設定する事例は多い。本判決は、債権質の成立要件という民法上の重要な問題について地裁段階で判断の分かれていた争点について、高裁段階で判断を示したものとして注目されている。債権質の要物契約性を厳密に解釈して、債権の成立

及び存在を証する証書として原本の交付を要するとしている点、実務上注意すべきであろう。

（調査研究部調査役）

最近の判例から

(17)

サブリース契約について借地借家法を制限して適用した事例

（東京高判 平一二・一・二五 判タ一〇一〇一一五七） 山田 英夫

サブリース契約で、賃借人（サブリース事業者）が賃料相場の大幅な下落を理由に賃料の減額を求めたのに対し、賃貸人が当初約定通りの賃料の自動増額を求めた場合において、当該契約の実質は事業委託的無名契約であるとして借地借家法三二条（借賃増減請求権）の適用は制限されるとした事例（東京高裁 平成一二年一月二五日判決 上告 判例タイムズ一〇二〇号一五七頁）

本件契約には①賃貸借期間は一五年間とし、から長期的にXに対する賃料支払を約する賃貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結し、賃貸部分をYに引き渡し、敷金四九億円余の預託を受けた。

本件契約には①賃貸借期間は一五年間とし、②当初賃料（以下「当初賃料」という。）を年額一九億円余とする等の条項のほかに、③賃料については、満三年経過毎に直前賃料の一〇パーセント値上げする（以下「自動増額条項」という。）、④Yの転貸条件の増減を理由としてYから賃料の変更を申し出ることはしない（以下「仕切り条項」という。）、⑤急激

一 事案の概要

XとY（サブリース事業者）は、平成三年四月、東京都文京区のX所有の高層ビルの主